

食品に関するリスクコミュニケーション (家畜に使用する抗菌性物質に関する意見交換会)

- I 日 時 平成15年11月10日(月) 10:00~12:20
II 場 所 農林水産省共用会議室E(日本郵政公社2階)
III 出席者 別添のとおり
IV 議 題 1. 消費・安全局審議官あいさつ
2. 議事「家畜に使用される抗菌性物質のリスク管理について」

V 議事概要

1. 消費・安全局審議官あいさつ

農林水産省消費安全局の岡島と申します。本日は、このような天候の中お集まりいただきましてありがとうございます。ご承知のとおり、今年の7月1日に食品安全委員会が設立され、新しい食品安全行政が始まりました。私ども農林水産省におきましても、消費・安全局が新設立され、ちょうど4ヶ月が経ったところでございます。新しい食品安全行政におきましては、リスクコミュニケーションというものが大変重要な役割を果たすこととなります。農林水産省といたしましても、いろいろな時、テーマを捉えてリスクコミュニケーションを展開していこうとしております。一つの形式として、すでに9月には10日と30日の2回にわたり、残留農薬について、応募いただきました多くの消費者団体の方々と意見交換を行ったところでございます。本日は、「家畜に使用する抗菌性物質について」というテーマで、消費者団体の方々だけではなく、生産者や専門家の方など、関係者全体が同じテーブルにつきまして、意見交換をしていただくという形式で実施しようとしております。近年、薬剤耐性菌については、医療現場や家畜の飼料への使用が原因になっているのではないかと指摘されております。農林水産省といたしましても、家畜に使用する抗菌性物質について、管理の見直しをしたいと考えております。見直しに当たりまして、消費者、生産者、各事業者など、関係者の方からそれぞれの立場からのご意見を頂きたいと思っております。アドバイザーとしてご出席の方々からも専門家としてのご意見を頂戴したいと思っております。本日の意見交換会で頂戴する意見を踏まえまして、11月中にも食品安全委員会に諮問したいと考えております。施策の見直しにあたり、関係者の方々と事前に意見交換会を行う、リスクコミュニケーションとしては初めての試みと考えております。本日、多

くのご意見を頂戴できますようお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

2. 議事「家畜に使用される抗菌性物質のリスク管理について」

(1) 資料説明

(2) パネルディスカッション

(姫田情報官)

今の説明について、また、抗生物質全体に対しての質問等ありましたらお願いします。

(山浦：消費者)

二点お伺いしたいのですが。

まず、今後、食品安全委員会におけるリスク評価が行われると言うことですが、期間について、さまざまな問題がある中で、どのような時間的目処を考えているのか、やはり、早急にすべき問題と思いますが、その点についての見通しがあればお願いします。

その時に、科学的評価をする時に、EUにおけるような予防的な考え方が必要ではないかと思えます。開発して使用する側に安全性を証明してほしいと思えますが、そういったEU的な予防的な発想をぜひしていただきたいと要望を持っております。

リスク管理部門として、農林水産省、厚生労働省、あるいは環境省において、今後使用の実施に向けての様々な取組をしようと思うのですが、食品安全委員会の評価を受けたかたちで今後の体制をどうつくられるのかどうかお伺いしたいと思います。

特に適正な使用ということで、我々が危惧しているのは、現場の問題として、様々な問題があったことです。例えば獣医師の要指示医薬品制度というものがありますが、本当に獣医師が動物を診察して指示が行われているのか、非常に気がかりです。平成10年、群馬県で獣医師による不適切な指示書の発行があったことを受け、勧告がありましたが、その後こういったことはまったくないといえるのかどうか。動物用医薬品の事業者の力が強くて、事業者のリーダーシップのもとに、販売されてしまうのではないかと危惧されますので、その辺の管理を今後しっかりできるのか伺いたいと思えます。

(小若：消費者)

何点か質問いたします。

3 ページに抗生物質の利用という表の中の「家畜」には「魚」は含まれるのかどうかというのが一点。

8 ページで念のため伺いますが、飼料添加物の利用の表の中に、例えば産卵中などに使用禁止とあり、抗生物質が一切使えないとおっしゃいますけれど、動物用医薬品としては使用ができるということですね。

10 ページ飼料添加物と動物用医薬品の比較というところで、動物用医薬品の使用が原則最大7日と決まっていますが、構造的に病気になるような条件で飼ってる場合は7日間で終わらないケースがあると思います。そういう場合はどのように規制してるのか。

12 ページのEUの取組の課題という中に動物用医薬品の使用量の増加というところがありますが、デンマークでは動物用医薬品と飼料添加物がどのような比率であったのか、私から申し上げてもいいですが、おそらくご存知と思うので言ってください。飼料添加物を禁止した場合、トータルで抗生物質が増えたのか、減ったのか、先ほどの説明では誤解があると思うので、伺いたい。

(神田：消費者)

6 ページのグラフは成長促進作用に利用するかどうか判断する上で重要なグラフだと思えますが、もう一度やっても同じ結果がでるのか、どこでどういう形で行われたデータなのか伺いたと思いますし、5週目くらいまでは差がなくて、その後1割くらいの差がでますが、それが本当に重要な差なのかどうかもう一度伺いたい。また、出荷時にどのような差がでてくるのかが、これでは見えないと思います。生産者も成長促進として有効だと考えているのかも聞きたいと思えます。

また、成長促進作用と予防的な効果の関係がわからなくなってしまったのですが、成長促進は結果的に成長促進作用があるのであって、6 ページの抗生物質の成長促進作用のところを見ますと、有害な細菌の抑制等と書いてありますが、こういう効果があるので結果的に成長促進作用があるのかと受け取ってましたが、EUの話を知ると、成長促進作用と予防的効果は区別しているという話があったので、その2つが分けて考えられるものなのか伺いたしたいと思います。

それから、消費者として目が行くのが、4・5 ページの図で、説明のとき触れられませんでした。調理による殺菌というのが触れられなかったんです。調理による殺菌とか、日常的にやっていることとの関係もあるのかなど。一番目に入る部分でしたので、ここには矛盾がないのかということも含めて説明をお願いします。

(鬼武：消費者)

15ページの諮問について一点お尋ねします。リスク評価を諮問するということでしたが、定量的なリスク評価と半定量的、定性的なリスク評価について分けて説明しておりましたが、理解できなかったので再度説明してください。

(菱木：消費者)

3ページの抗生物質の利用の表で、人の医薬品と動物の医薬品の使われている量のデータの年度がなぜ違うのか。なるべくなら同じ年度で出してもらった方がわかりやすいのではないかとというのが一点です。

先程の話の中で、動物の飼料添加物と医薬品あわせて1300トンくらい使われているというのは、海外に比べて多いのではないかとということの説明しておりましたが、具体的に多いのかどうかわかるのでしょうか。

(瀬古：消費者)

7ページの使用の基準ですが、守られているのかどうかといったチェックやモニタリングはどうなっているのでしょうか。

11ページにある耐性菌調査が開始されたとなっておりますが、耐性菌モニタリングの検査の状況や結果などを教えていただければと思います。

(姫田情報官)

まとめてお答えしていきたいと思います。

(濱本管理官)

今後の見直しの見直し、食品安全委員会に諮問していった際にどうなるかということですが、薬剤耐性菌の問題を評価するというのはかなり難しい案件だと考えております。現在まで、農業資材審議会等でどのように評価するかということを検討してきましたが、農林水産省としてのたたき台がまとまった段階で、それを食品安全委員会の方で決定していただくということになります。評価基準を策定するのに一定の時間がかかるであろうと考えています。さらに、評価基準に基づいて、そのデータがどれだけ日本にあるということが問題になります。現在、農林水産省で収集したデータについては全て食品安全委員会にお渡しすることになっていますが、かなり膨大な量です。さらに、それでは不十分ということで、もっとたくさんのデータが必要になってくるとは思いますが、そういったデータを全部見て、評価していく。しかも、29成分、中心のものだけでも9成分あるということで、相当程度の期間がかかるのではないかと思います。ただ、食品安全委員会でも、重要なものから順番にやってゆくとしますので、対策が早くできるものも登場してく

と思います。特に生産中止の4成分については、速やかに対応が図られると思っております。

(山浦：消費者)

リスク管理機関として評価が出るまでの間、凍結するという考えはないのか。

(濱本管理官)

先ほど、図でも説明させていただきましたが、問題となるのはデンマークの例等にあるように、急にやめてしまってその時に農家がどうするかということ、やめてしまって仕方ないとはならず、なんとか対策を講じようとする。それが、飼養管理や衛生管理の改善などであれば問題ないのですが、かえって動物用医薬品を使ってしまうということもあるかも知れないということで、予防的措置を急に講じてしまうことは、かえって危ない事になるのではないかと考えております。

また、日本では成長促進は予防的な飼料添加物だけということになっております。ここで全部やめてしまうと、飼料工場で抗生物質を使うという道が全部絶たれてしまいます。一方ヨーロッパでは全部やめると言いながらも予防的な扱い方も残しているということで、ヨーロッパのやり方を言葉通り真似るのには問題があります。さらに動物用に飼料添加物として使われる抗生物質、29品目あるとご説明しましたが、資料

(抗生物質飼料添加物の利用方法)中、黒字で書いてあるところは、動物用の飼料添加物としてのみ使われているもので、薬剤耐性菌ができて人の医療に影響を及ぼす可能性はないということですから、こういったものまで止めてしまうという選択肢はないだろう、全部止めてしまうという選択は、諸外国の例を見ても採用していない。EUもコクシジウムの薬は残しております。横並びということもありますが、性急に対応するという事は、かえってリスクを招くおそれがあると考えております。

(境室長)

山浦さんの二点目の問題ですが、食品安全委員会からリスク管理を含めて意見を頂きましたら、その意見を踏まえ、農林水産省としてリスク管理を行っていく所存です。

また、群馬の方で、不適切な対応があったというのは事実です。その後、改善の指導をしてきたところですが、なお、一部においては、後追い指示書のような指摘があることは承知しております。動物用医薬品の安全管理は専門家である獣医師が獣医師法に基づいて、自ら診察をして自ら投与するか指示書を交付する、その指示書に基づいて医薬品が販売

されるということで確保されているわけです。そこが核になりますので、今後、一層獣医師、あるいは使用者の指導を強化していきたいと思っております。ただ、豚や鶏については、管理された生産行程になっており、ある時期接種しなければならないと、いわばプログラムされているので、この時期には使うといったような指示書の交付というのはあり得るということでご理解願います。

(山浦：消費者)

罰則はあるのでしょうか。

(境室長)

ございます。具体的には、獣医師法第18条違反は20万円以下の罰金です。薬事法49条要指示医薬品制度違反、これは3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金またはこれらの併科とっております。薬事法83条の4に基づく使用規制制度、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金、またはこれらの併科とっております。

(山浦：消費者)

執行例はありますか。

(境室長)

はっきり申し上げて、あまり適用したことはございません。

(濱本管理官)

小若さんから頂いたご質問ですが、動物用医薬品に魚が含まれているかどうかということですが、動物用医薬品については含まれておりません。抗菌性飼料添加物については魚の用法がありませんので、ゼロとご理解いただければ良いと思います。

(境室長)

二点目は、出荷前7日間の様な時期にも動物に使用できるのではないかとご指摘だったかと思いますが、これにつきましても、食品中に残留しないような仕組みがございます。薬事法に基づく使用規制制度というのものが、各成分ごとに使用できる動物、使用方法、使用量、出荷してはならない時期が規定されています。

(小若：消費者)

要するに使えるということですね。耐性菌の話をしてるんですから、

残留の話をしていても筋違いです。使っていれば耐性菌が出る可能性があるということが明確になっているかどうかです。

（境室長）

抗菌性物質を使っていれば、何らかのかたちで耐性菌が増えるというのは事実ですが、先ほど言いましたように、動物用医薬品は必要な時に集中して使うということで、耐性菌が出て、抗菌性物質を使わなくなれば耐性菌でないものが増えてくるので、そのような使い方を主体にしているということです。もちろん完全に防げるというわけではございません。それから、動物用医薬品ですが最大7日連続使用というように規定されていますが、さらに使わなければならない時は、獣医師の判断の下に使用することができます。その場合、使用規制制度に基づいた決まった使い方と違う使い方をした場合には、出荷制限期間指示書を発行するといった、獣医師の下でのリスク管理を行うこととしております。

（濱本管理官）

デンマークの話を受けておりましたが、時間が無くて説明できなかった資料なのですが、デンマークの薬剤耐性菌の調査の数字を書き写したものです。デンマークは、1999年から抗菌性飼料添加物の成長促進目的での使用をやめるとしているわけですが、実際、2000年から使用が止まっています。ということで、成長促進目的の抗生物質の使用は大きく落ち込んでいます。一方、動物用医薬品の使用量ですが、1990年から増加傾向にあり、トータルとしては、1990年と比べると、畜産の伸びなどがありますから数字だけ見て比較ということではできませんが、あまり変わっていないと思います。WHOなどは、飼料添加物への使用が無くなったことを比較的评价しておりますが、数字だけ見るとそれほど減っていない。逆に、動物用医薬品というかたちで、人に近いかたちのものが増えているということは、ある意味リスクが増えていると思います。

（小若：消費者）

ミスリードしかねないと思って伺いました。トータルとして増えてないとおっしゃっていて、それは事実なのですが、これを見ていただければ明らかになります。成長促進の方が、規制する前の段階では多かったです。飼料添加物が10万トンで、治療薬が4万8千トンで、治療薬の方が少なかった。少ない方の治療薬が2倍に増えて、トータルであまり変わらないのは事実ですが、日本の場合は全然比率が違う。つまり治療薬の方が圧倒的に多くて、成長促進目的が日本の場合は少ない。こういう

状況で同じ事を行ったら、治療薬が増えますから、日本の場合は同じにはならないと思います。日本で同じ事を行ったら、治療薬が増えます。元々のパイが治療薬の方が7～8割あるわけですから、成長促進目的のものを無くしても、治療薬の方がもの凄く増えることになりかねないわけで、そこがこの話のポイントだと思います。それを避けて説明しているように思います。

（濱本管理官）

諸外国、国によってそれぞれ制度の運用の仕方が違いますので、直ちにデンマークでやったことを日本に適用したらどうなるかというのは計り知れない部分があるのですが。

（小若：消費者）

飼料用添加物を少し減らしても動物用医薬品が増えると、トータルで増加してしまうのが日本の現実です。

（濱本管理官）

ご意見として伺って、今後のリスク管理に反映させたいと思います。

成長促進について説明いたします。このデータは、昭和61年に農林水産省で委託事業として行いました、動物用医薬品等安全性有用性確認調査事業というものから出したものです。昭和50年に飼料添加物制度ができて、その時に動物用医薬品から移行した飼料添加物につきまして、全部見直しております。その時のデータです。このデータについては、農林水産省が委託した資料の中からランダムに引き出したものです。

（小若：消費者）

成長促進効果があるというのは一方的で、成長促進効果が無かったというデータもあるはずです。私の書いた本の中には、そのデータもフェアに載せたのですが、濱本さんの説明の場合には成長促進効果があったものしか載せていないので問題があると思います。

（濱本管理官）

このデータは、成長促進効果がどういうものかというのを説明するためにランダムに拾った資料の中から載せたものです。確かに、私どものやった委託事業の中には、成長促進効果が見られないというものもあります。それらについては、農業資材審議会でいろいろなデータを集めて、総合的に評価しています。ただ、成長促進効果というのは、家畜の飼育形態や家畜が飼われている衛生状況などで大幅に違ってきます。や

はり、いい環境で飼われている場合には、あまり成長促進効果が出ない。逆に衛生環境などがそれほど良くない場合には成長促進効果が出るというところがあります。必ずしもこのデータが必ずこうなるというものではなくて、これは一つのサンプルとしてご覧頂ければと思います。

(姫田情報官)

成長促進のことについてお話が出ておりますが、アドバイザーの方から成長促進についてのご意見を頂きたいのと、菅谷さんから具体的に飼料添加物の成長促進やその他の効果についてお話いただきたいと思えます。

(澤田：アドバイザー)

飼料添加物として抗菌剤を加えるというのは、一つは一番幼少の時期、特に豚などでは1ヶ月という離乳前からその前後が免疫も切れるいろいろな感染症をおこしやすい時期ですので、その時期を健康に乗り切るということが重要なことで、そこに一番効果があると考えます。そのこの時期を乗り越えることによって、後の成長も順調に行くということがあります。実際に出荷時の時点での差というのは、専門の方にお伺いしていただきたい。

(菅谷：養豚農家)

豚の場合、生まれ落ちたときには、1～1.5kgくらいの体重で、11頭くらいの子豚が生まれます。そのうち0.5頭くらいが死産や、ほ乳までいかずに死んだりして、その他の10.5頭がほ乳で育っていきます。私たちが知る範囲では、豚は母乳から免疫をもらうという構造になっていまして、人間とは違う。24時間位の間にとれだけ乳汁を飲ませるかというのが健康に大きな役割を果たします。その時に、介添えしながら、小さなものはおっぱいに付けてやったりするわけです。しかし、それにも限度があります。我々が一番心配するのは子豚の下痢症です。母豚もきれいに洗って消毒して、なるべくいい環境にしてやるわけですが、母豚や子豚の糞尿も同じ豚房にさらされています。その母豚の乳房が汚れてはいなくても細菌的には汚染されていて、下痢症が非常にしやすい。その状況で1頭くらい落ちていきますでしょうか。小さい豚では乳汁の飲めないものも出てきます。

今度は、乳汁と共に餌付け用人工乳の「ミルク」というものを使います。その中に、今回の議題の抗生物質が添加されています。

21～25日しますと、離乳の段階になります。餌だけで育てる段階です。その時に、先ほど先生の方からお話のありましたように、移行抗体というものがどんどん切れていきます。その後は自分で菌と戦ってい

くという非常にデリケートな時期で、その時期に餌だけで育っていくというのは難しい。私の場合には、この時期での抗菌性物質は、なくてはならないものだと、無いと生産性が落ち、よその国の生産性にも追いつかないでしょう。これが、もしも最終的な180~200日程度で肉豚になって、皆様のもとに肉として供給して、皆様が食べてまずいものはもちろん使ってはいけないというのは、消費者がいてこそ成り立つ仕事ですから、そういうものは早く整理してもらいたいという気持ちはあります。しかし、今使っている有効なものが、今、全て使ってはダメだよと言われると、この業界が成り立たないのではないかというほど重要な位置を占めています。使用する期間も、我々は責任を持って肉を供給しているわけですから、例えば出荷前7日使用禁止ですが、もしもそれで抗生物質が検出されたらいけないので、非常に気をつけてます。先ほど、抗生物質の成長促進の事を言っておられましたが、成長促進と言うよりは疾病から守るための予防的な使用という観点から使っております。成長促進ということであれば、そんなに大きな役割があるとは私は考えておりません。

(濱本管理官)

今、お話のありました、成長促進と予防の差がはっきりしないということですが、配付した資料についている抗生物質の飼料添加物用の製造量の資料ですが、これの赤字の部分が成長促進で用いられているものとお考えください。予防的なものとしては、ポリエーテル系が、非常に多くなっております。主に鶏のコクシジウム病、寄生虫の予防に使っているものです。これについても飼料添加物として規制をしまして、この薬の効果が基本的には予防的な効能の中心ということになります。その他に、成長促進目的で使うものの中にも、ある意味では予防的な、例えば回虫や大腸菌症などの予防的な効果を持っているものもあります。評価するときは、成長促進効果で見ますが、その原因として予防的な効果が含まれているというかたちです。ポリエーテル系については明確にコクシジウム病の予防というかたちで使われています。デンマークやEUについてもポリエーテル系は成長促進ではなく、コクシジウム剤というかたちで、別に分けて使い続けるという制度になっています。

続けて説明いたします。食品安全委員会への諮問をどのようにするかということで、定性とか定量という言葉を使ったのでわかりにくくなってしまいました。人用抗生物質と類似の成分である9つの成分については、できるだけ科学的な評価をお願いしたいと考えていまして、極端な話ですが、人間の側で年間どのくらいの疾病がその耐性菌によって発生するか、治療困難例がでるかといったところまで計算できれば良いと思います。このような評価を定量的と呼ぶ訳ですが、それについては

非常に難しいということで、ある程度、可能性がある、可能性がほとんどないという評価で出てくるのも仕方がないと思っております、これを半定量的なというように呼んでいます。家畜専用成分については定性的な評価で良いのではないかとっているのは、家畜専用成分については、例えばポリエーテル系などは人用では使われていません。交差耐性などの問題がなく、薬剤耐性菌が出てても人の健康に影響を及ぼすはずがないというところを確認できれば評価できるのではないかと、ということで定性的な、という表現を用いました。

(境室長)

3ページのデータで年度が違っているというご指摘ですが、厚生労働省の人体用の医薬品につきましては、日本子孫基金の要請を受けた国会議員からの資料要求があった際に厚生労働省から出していただいた数字を使っております。2000年からですが、医薬品には主成分以外に賦形物質が入っております、単に重量で求めてもあまり意味がなく、純末換算というかたちでデータをとることを始めました。2000年に出しましたが、2001年に更に詳しいデータを、ということで業者にとってもらい、計算をした数字です。

海外に比べて使用量が多いのではないかとということですが、正確には把握していませんが、日本は1300トン程度。アメリカは1万トン弱使用しています。ただ、アメリカの場合は家畜が多いですから、一律に量では比べられません。家畜1頭あたりをみますと日本は多い傾向にあるということです。

飼料添加物の使用の基準が守られているかということですが、省令で、どのような種類の飼料にどれだけ混ぜて良いということを製造基準、使用基準で定めており、これに沿った製造が、工場で行われているかについて肥飼料検査所が立入検査でサンプルを取って守っていることを確認しています。

モニタリングについては、4種類の細菌についてはモニタリングを行ってまして、食品媒介性の病原細菌としては食中毒の原因として多いサルモネラ菌とカンピロバクター菌、この2つを捉えております。薬剤耐性菌の指標細菌として、常在菌としての大腸菌と腸球菌。この4つについてモニタリングを行っており、全国の都道府県の家畜保健衛生所が耐性菌を調べております。結果といたしましては、基本的には沢山使っているものについては耐性が高く、使っていないものに関しては耐性が低いというデータになっております。これについては、4つの菌を県ごとに分担してやっております、今年度で一巡するのでそれを分析してまいります。

(姫田情報官)

4・5ページの耐性菌に関する感染について、質問がありましたので、厚生労働省からお願いします。

(道野：厚生労働省)

4ページの薬剤耐性菌を巡る取組ということで、人の口に入らないようにということが書かれているのだと思います。調理による殺菌についての絵がある部分での質問ですが、サルモネラ菌やブドウ球菌、カンピロバクターなどの食中毒細菌については、特に熱に耐性が高いというわけではありませんので、食中毒対策としてコントロールされているということだと思います。

(姫田情報官)

リスク評価についての考え方について、食品安全委員会からお願いします。

(西郷：食品安全委員会)

これから評価の依頼をいただくわけですが、農林水産省のお話ですと大変なようなのですが、きちんとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(姫田情報官)

意見交換に近い内容になっておりますが、消費者の方からご意見を頂きたいと思います。

(江木：消費者)

テトラサイクリンは飼料添加物として使用されていますが、スワンレポートでは、テトラサイクリン、ペニシリンは成長促進目的では使用しない方が良いと勧告が出されたと思いますが、それについてお伺いします。

(濱本管理官)

スワンレポートの中で取り上げられているペニシリン等の事ですね。テトラサイクリン系の抗生物質も取り上げられていて、ここでは飼料添加物としてテトラサイクリン系の抗生物質は現在も使用を続けている状況です。今回は、テトラサイクリン系抗生物質についても、人と共用となっておりますので、見直しの対象として考えております。

(江木：消費者)

見直しを検討しているということは、やはり耐性菌の伝達の危険性というがあるのでしょうか。

(姫田情報官)

アドバイザーの方、いかがでしょうか。

(山口：アドバイザー)

一般的に耐性菌とは、細菌などが抗菌薬に曝された時、それから自分の身を守ろうとして抗菌薬に抵抗性を示す性質を備えた菌のことを称しています。細菌はある一定濃度の抗菌薬に長時間にわたって曝されたりしますと、薬が効く菌は死滅してしましますが、その代わりに自然に出現した耐性菌や、もともと存在した耐性菌は生き残り、これらの菌は異常に増殖してしまいます。そこで、家畜に与えられる飼料の中に抗菌薬が含まれていると、当然これらの抗菌薬は長期にわたって動物の生体内に貯留することになります。その結果、抗菌薬が動物の腸管内に多数存在する細菌に作用して耐性菌を選択し、それらを自然環境や人の世界にまで広げてしまう可能性があるのです。動物が有している菌の中には、人における感染症の原因となる共通の病原体が多いので注意が必要です。

(江木：消費者)

農林水産省の、それに対しての考えというのはいかがでしょう。

(澤田：アドバイザー)

山口先生の話に追加いたしますが、抗菌性物質を使うことで耐性菌が増えるというのは事実だと思いますが、人の健康に影響があるかというのは、間に様々なステップのある話だということは理解願います。

(濱本管理官)

現在見直しを始めようとしているところであり、今後の話になりますが、抗生物質の飼料添加物29品目、それと同等の動物用医薬品については、全て食品安全委員会に意見を聞いて、科学的評価に基づいて指定の取り消しや必要な対策を行っていきたいと思っております。

(姫田情報官)

いま、まさにその管理についてのご意見を伺っているところだとご理解いただきたいと思えます。

(伊東：消費者)

S P F 豚についてですが、薬品を使わないで豚を飼育することは大変なのではないでしょうか。店頭で S P F について聞いたところ、抗生物質を使っていない豚であると説明があり、価格もさほど高くなかったと思うので、そういった豚肉が沢山市場に出回るよう生産して頂ければと思います。

(峯 苦：飼料業者)

ただいまの質問に対して、国内生産者としては、まさに常在病原菌のいない環境で、もともと病気を排除した豚を飼うことによって、今議論されている抗菌性飼料添加物や動物用医薬品をかなり削減したかたちで生産できる技術を確立しています。肉豚として 1 1 5 k g までほとんど無薬での生産も一部では確立されています。その場合、一般的な下痢、肺炎等に対するワクチン等は適正に使用しております。国内にも S P F 豚協会も設立され、消費者により安全・安心な豚肉を提供する、より抗菌性物質を使用しない豚肉を生産するという事業を進めております。

S P F 豚は、最初は母豚から無菌的に子豚を作出し、全く病気のない豚舎で飼養して豚の持っている病気を排除し、以降も病気を遮断した環境で、通常の生産方法で飼養することで可能となっております。国内の生産量の約 1 5 パーセントまで事業が拡大してるのではないかと思います。生産者団体としては、消費者サイドの方の意見にもありますように、消費あつての生産ということですので、皆様の要望に対応できる飼養管理の仕方、病気をできるだけ持たない家畜群の編成、病気が出たら的確に病気を診断して、的確に効く治療薬を使用するクリニック制度などの検査態勢も整備しながら、より安全・安心な畜産物を提供できるように努力していきたいと思っております。

(姫田情報官)

鶏についてもどうでしょうか。

(齋藤：採卵鶏農家)

毎日現場で卵を見ております。今日の会議は耐性菌についての意見交換ですので、動物という枠でひっくるめて議論しても良いとは思いますが、動物家禽によって大きく違っていると思います。資料の 8 ページに飼料添加物の利用方法で畜種別に書いてあります。私は採卵に関してのみ申し上げますが、1 2 ページにあります各国の抗生物質の利用制度の比較というところで、日本の添加物で成長促進が書いてありますが、採卵養鶏に関しては必要ないと思います。問題が起きたときどのように対応するかというのは、動物薬を獣医師の下で使用して治療ということで良いと思っております。

（山根：消費者）

生産者の努力に大きく期待します。気になるところは、トレーサビリティということが盛んにいわれていて、これからもどんどん進んでいくようですが、食に大変関心の高い人はもちろん、それほど関心のない人の耳や目からもいろいろな生産情報や飼育の情報が入ってくると思います。そうすると、現場の人の苦労とか、食に関する情報などが身近になるという良い面もありますが、逆にオープンになったことで不安が広がるという面もあると思います。今回の抗菌性物質に関して、科学的な検証結果が出るのにも大変な時間がかかるということですし、検証結果が出る前の対応がどのようになるのか心配で、不安や誤解が広がったら問題だと思しますので、その辺をお伺いしたいと思います。

（姫田情報官）

今回のような意見交換会というのが一つの答えになるかと思えます。この後、食品安全委員会に諮問をして評価をしてもらい、その評価についても皆様に情報提供をいたしますし、このような意見交換会を行いたいと思っています。いろいろなタイミングで意見交換会をやっていくというのが一つです。

もう一つは、どう情報公開していくかということですが、これについては境室長からお答えいたします。

（境室長）

牛トレーサビリティ法が今年12月から施行され、他の家畜についてもできないかどうかということで取り組んでおります。

検証結果が出るまでの間どうするのか、というご質問ですが、飼料添加物については、例えば4成分については先に回答を頂きましたら、指定停止の手続きを取るというように、段階的に回答のた順にリスク管理措置をとることにしております。動物用医薬品についても、先ほどご質問のあったとおり、今の段階から獣医師を中心にリスク管理できるように強化していくことを考えておりますので、現状よりは安全性の確保というのは進んでいくものと考えております。

（姫田情報官）

全肉連の方からお話を頂き、その後に消費者団体の方からもう少しお話を頂きまして、製薬会社の方からお話を伺いたいと思います。

（加藤：流通業者）

食肉を販売する観点から心配しているのは、抗生物質を禁止した場合

に国内産の生産量がどのくらい減少するかということです。減少すれば必ず価格の問題が出てくると思います。その時に消費者の方がどう考えているかというのが聞きたいのです。立派な家畜を育てていっても、薬を使わなければ亡くなる家畜も出てくると思います。その辺の減少量を農林水産省がどう読んでいるか。それによって、価格がどの程度上がるのか。消費者の方も、ある程度安全はお金で買わなくてはいけないのではないかという気がしております。

(姫田情報官)

そのあたりについては、消費者というよりは、生産サイドということで峯苦さん、いかがですか。

(峯苦：飼料業者)

今のご質問に対して、趣旨は消費者に満足いただける生産物を届けるということで努力しているわけですが、飼料添加物なり、動物用医薬品の効能についての質問があったわけですが、当然病気のない、例えば新しい農場であれば寄生虫の虫卵もなく、そういうところで薬を投与してもまったく経済的効果はないわけです。同じようにSPF豚の農場では、薬はいっさい使わない、ということが出来るわけです。ただし、まだ、圧倒的に国内の、例えば養豚、肉牛生産、ブロイラー生産についても、環境的には病気が常在しています。そういう中で、私どもは飼料安全法に基づく抗菌性飼料添加物は国内の生産向上に大きく寄与していると考えて、結果的には安全な畜産物の提供ができたのではないかと考えています。そういうことで、今回のリスクコミュニケーションの趣旨についても、十分理解できるわけですが、一言要望として言わせていただければ、例えば牛肉、豚肉も海外から60%、50%と輸入しているわけですから、国内生産だけこういうかたちで進めても、海外からのものも同じ基準を適用して輸入をしないと、おそらく国内生産は海外に太刀打ちできず、国内の安全な畜産の基盤がなくなってしまう。国の行政に対してもですが、消費者に対しても国内の生産物は高いというだけでなく、安全もみてもらって、安全を買っていただく、そういうこともこのリスクコミュニケーションの中で理解が深まることできればいいと思っています。

(姫田情報官)

神田さん、峯苦さんの意見について消費者側からどうですか。

(神田：消費者)

どのくらい生産が減少するとか、コストがかかるかという話があり、

消費者も負担をすべきだという意見だと思いますが、一気に全部減らせとか、無くせということではなく、なぜ、こういう場を持っているかという、どういうところを減らせるのかとか、減らしていく方向で共通認識をもって減らしていきましょうという場であると思うんです。ですから、そういった意見を聞くと、では、減らしたくないのかということになってしまうので、そういうことではないと思います。先ほど聞いていた話の中で、成長促進についてというよりも予防で使っているということなので、そうであるとすれば、予防の方法は他にもあるかもしれない、そういうことを考えあつていこうということであって、コスト問題ですとかそういうことになると、あまり前向きな発言ではないのではないかと考えております。もう少し言えば、ではコストといったとき私達はどのくらい払えば解決するのか、そういう話になってしまうので、そうではなくて、抗生物質の問題については減らしていくことが重要だと先生方もおっしゃっているのでそこを重点的に考えていければいい、と思います。

（瀬古：消費者）

消費者が商品を選ぶための情報提供をきちんとしてほしいと思います。現時点で不安も多いと思います。私もアドバイザーというグループにおりますので、問い合わせを受けることもあるのですが、一般消費者がこのような会に出席できればよいのですが、消費者が情報を入手することが難しくなっていると思います。

（萬家：製薬業者）

今の神田さんのお話に関連してですが、抗生物質の総量が減ればよいという議論は少し焦点が入口のところで間違えているのではないかというのが私どもの考え方でして、リスクとしては耐性菌が問題なんです。先ほど濱本管理官から話があったように、人体薬との関連性のないものについては、基本的に交差耐性の問題は低いのだと、これがリスクですよ。これについては、飼料添加物については適正に使用されてきています。抗菌性飼料添加物の総量を減らすことによって、結果的に動物薬が増えたり、実際人体薬が効かなくなるような交差耐性が増えるかもしれない、これが大きなリスクなわけです。そうすると総量規制だけで本当にいいのかという点についてはもっと科学的な議論をすべきだと思います。先ほど小若さんからお話のあったデンマークの事例ですが、総量が減っているからいいではないかという話も、実はあの中身の動物薬についてはペニシリンとか、アモキシシリンとかまさしく人体薬に使われているようなものが増えています。ということで、そのあたりの検証もデンマークの学者にはでているようですから、冷静に科学的に議論すべ

きだと思えます。

(小若：消費者)

先ほどのデータで問題なのは、日本の場合は、具体的にいうと700トン以上が動物用医薬品として使われていて、飼料添加物としては175トンしか使われていない。だから、あれと同じ状況が起こると700トンのほうから増えていきますから、ひどいことになりますよと言ったわけで、少し誤解があると思えます。我々日本子孫基金としては3年前から順天堂大学の平松教授と提携して耐性菌問題に取り組んで、いろいろアピールしてきて、この10月に「食べ物から広がる耐性菌」という本を出しました。その取材をして驚いたのですが、斉藤さんと同じように卵が一番安全だと思っていたのですが、卵には5品目32商品という抗生物質が許可されているんです。実際にその系譜を調べてみると、メチシリン耐性を持ったものがどんどん出てくる。もちろん出ないものもあるが、出てくることもあるということで、おっしゃるように卵だけは安全ということも言えないというのが実状のようです。問題はリスクですが、先ほど値段があがることについてどう思うか、とおっしゃったんですが、いったい何人に被害がでるかということについては全く話がないわけです。我々が言いたいのは、平松教授はMRSAという代表的な耐性菌で日本だけで年間2万人が亡くなっていると推定しています。アメリカの推定値は4万人と言われていて、ヨーロッパでも数万人が当たり前に死んでいます。死ぬ数がべらぼうなんですね。日本の2万人というのはMRSAだけですから、その他に積み上がってくるとやっぱり最低2万人で上限がわからないという状況なんです。そういう情報を出した上で、消費者が値段が高くなることを受け入れるかどうか。私は相当高くても、まあ、倍にはできませんが、2万人が亡くなっていることを考えると、受け入れられると思えます。

科学的に証明されていないではないかと業界側の専門家はおっしゃいますが、それは少しおかしいと思えます。説明にもありましたが、1969年に警告が出ていて、どんどん状況が悪くなっている。多剤耐性菌が増えて、増殖スピードも早くなって、禁止してもなかなかいなくなる。凶悪な耐性菌が次々として出てきているわけです。問題はそれがどこから出てくるのかということです。

(萬家：製薬業者)

すみません。厚生労働省、それは本当にそうですか。

(姫田情報官)

とりあえず、小若さんのご意見を伺いましょう。時間に限りもありますので、手短かにお願いします。

(小若:消費者)

今日の問題の重要性ですが、二点あります。人に使っている抗生物質よりも家畜に使っている抗生物質のほうがはるかに多いということ、従って家畜に使う抗生物質には重要性があるということ。人と同じものが家畜に使われているのは事実です。

もう一つは、先ほど調理の時にそこまで掘り下げがなかったので言いますが、人間が食べている食べ物というのは殺菌されたものが多いわけです。毒性のない微生物を使った食品を食べるか、殺菌されていて、それ程いろいろな種類の菌が口から入る訳ではありません。家畜の場合は殺菌したものを食べているわけではないですから、多少土が混じった物なども食べたりしている。そこに抗生物質を与えると、自然界にある無数の耐性遺伝子を持った菌が選択されてしまう。要するに家畜が耐性菌の培養装置になっているというのが我々の基本的な危惧なのです。1つの遺伝子がどこから発生したのかなどと言う科学論争をすると、それはわからないんですが、状況から考えて、昔からみると非常に悪くなっていて、今申し上げたように人よりも家畜に大量の抗生物質が使われている。家畜は自然界と直結したかたちで食べ物をおなかの中に入れて、抗生物質も一緒に取り込んでいるということが非常に重要で、食べ物から非常に怖い耐性遺伝子が広がっていると考えざるを得ない、だから厳しい規制をしようと、我々はアピールしているわけです。これが私の意見です。

(浅沼:厚生労働省)

先ほどMRSAで2万人なくなっているというお話が小若さんからありました。

(小若:消費者)

平松教授が日本医学会の医学賞を受賞した時の、受賞記念講演で言われたことです。

(浅沼:厚生労働省)

それについてどう考えるかというご質問なので、その点についてお答えします。

私どもは死因統計というものをとっておりますが、およそ90万人から100万人の方が年間お亡くなりになります。そのうち、感染症で亡くなった方が約2万人、そのうち、主なものはウイルス性肝炎、結核などで、2万人すべてが敗血症ではないのですから、MRSAだけで2万人亡くなっているというのは、私どもが持っているこのデータからは、わかりにくい。他にも院内感染のサーベイランスなども実施しておりますが、死亡数を数字的に把握していないので、明確にはお答えできません。

死亡数に関わらず、MRSAも他の薬剤耐性菌も日本の医療の中で重要な課題であるということは充分認識しております。ただ、2万という数字の根拠が、私

にはよくわからないというのが実状です。

(山口:アドバイザー)

臨床材料からMRSAが依然として高率で検出されていることは事実ですが、この数字がそのままMRSA感染症に結びつく訳ではありませんので、その判断には慎重でなければならないと思います。しかし、院内感染症の原因としてMRSAの他にも腸球菌、緑膿菌、腸内細菌、などの耐性菌が重要な役割を果たしていることは紛れもない事実であり、実際の臨床の間ではこれらにどう対処していくべきか、大きな問題となっています。それでは耐性菌の出現を抑制するためにはどうすれば良いのかということになります。そこで、耐性菌出現の大きな理由として動物に使用されている抗菌薬が大きくクローズアップされてきたわけですが、とくに、飼料に成長促進剤として用いられてきたものが槍玉にあがっているわけですが、これらの添加剤が本当に生産性に結びついているのかどうかとも検証していく必要があるかと思えます。畜産業界で使用されている抗菌薬の功罪を科学的に検証することが大切であることはいうまでもありませんが、その結果が出揃うにはかなりの時間が掛かります。さし当たっては、人における耐性菌感染症と動物に使用されている抗菌薬との関連性が否定できないものについては、その使用について制限を加え、その結果を客観的に分析しながらより適切な対応策を見出すことが現実的ではないかと思えます。それから、一言付け加えますと、近年、従来のペットという呼び方からコンパニオンアニマルという呼び方に変わりつつあることから理解できますように、動物を最良の伴侶として生活をしている方もいらっしゃるわけで、このような動物を対象とした抗菌薬の使い方も一方では考えてやらなければならないのではないのでしょうか。

(姫田情報官)

時間も過ぎてしまいましたので、先ほどからお待ちの山浦さん、萬屋さん、岡野さんでお願いいたします。

(山浦:消費者)

ここでの議論の印象ということも含めてですが、例えばFTAでメキシコの豚肉が今後どうなるかという心配がありますよね。それから餌の国内自給を考えると非常に低いという問題があります。リスクの評価の問題について、今後トレーサビリティの徹底とか、あるいはコーデックス委員会における議論もあると思えますので、そこにおける日本のポジションを消費者サイドにたったものにしていただきたい。

もうひとつは、今、ペットの問題もありましたけれども、それ以上に新たにできた耐性菌が環境全体に遺伝子から伝わっていく可能性が現実にはあるわけですね。そのような問題にも目を向けて、日本の国産の豚にしても、鶏、卵にしても、そういったものを作るときの生産のあり方をリスク管理部門である農林水産省

にも見直しをしていただきたいと思います。リスク評価・リスク管理の問題というのは、白か黒か灰色かといった議論をすると同時に、そういったことを論じなくてもいいような生産体制をつくる必要があります。そういった国産の安全な食品の生産の体制を是非作っていただきたいと思います。ヨーロッパ社会で取り上げられている動物の福祉の問題はあまり日本では理解されませんが、これも環境や生産の問題に絡む問題として論じていただきたいと思います。

(姫田情報官)

今の山浦さんのお話を受けて衛生管理課長、どうでしょうか。

(栗本衛生管理課長)

食品の生産段階での安全性を確保するというのは非常に重要な問題でございまして、それには、海外からのものにつきましては、これは厚生労働省なのでしょうけれども、国内での生産については例えばトレーサビリティの徹底ですとか、いろいろな問題、例えば環境の問題などもあると思います。全体的に評価もいろいろなところからいただきながら、関係している厚生労働省や食品安全委員会の意見を聞きながら、生産のあり方というのは家畜衛生全体、伝染病の予防なども含めまして、飼い方全体の基準を作って徹底していくということも考えております。こういったことも含めて対応してゆきたいと考えております。

(菱木:消費者)

輸入については厚生労働省が対応されるというお話が出ましたので、少しお聞きしたいのですが、EUが成長促進目的での抗生物質の使用を2006年までに禁止するという事です。添加物については日本のほうではまだ、見直しも言われていないのですが、これを使ったアメリカの肉をEUが禁止していると聞きました。日本はアメリカから大量に輸入していると思うのですが、そのところはどうか。国産の安全性はこうして今、話しながら担保していこうとしているのですが、輸入についてはどうか、ということを知りたいと思います。

(姫田情報官)

まとめて、道野さんいかがでしょうか。

(道野:厚生労働省)

輸入に関しての規制ですが、食品衛生法に基づく抗生物質の残留についての規制をかけていて、これについては国産も輸入も同じです。いまの議論のような農林水産省の話か、厚生労働省の話か、交通整理をしないといけないところもあるのですが、使用の段階で日本が厳しい規制をしたときに、そのような使用規制をした家畜からの肉でないと輸入できないという規制がうまく構成できる

のかどうか、これはよく調べてみないとわからないですし、ここでこうですとはお答えできません。具体的にはヨーロッパでどうしているのか、デンマークで輸入規制をどうやったのか、ということも含めて、WTO協定上なにができるのかということを考えていかなければいけない問題だと思います。

(姫田情報官)

だいぶ時間も過ぎてまいりました。岡野さん、何かございますか。

(岡野:製薬業者)

医薬メーカーとして少しお話させていただきます。まず、ひとつは抗菌剤という点につきましては、いままでお話ありましたように、人及び動物の感染症に対して、大きな役割を果たしていたということは、みなさんご理解いただけたと思います。それから、畜産物を生産するにあたっては、動物という点からみると、一つにはコンパニオンアニマルというお話もでてまいりました。ですから、動物愛護の面、それから我々、病気の家畜からとれた畜産物を食べることは嫌なことです。そのための治療薬は必要です。

それからリーズナブルな価格で生産物を提供していただくための、薬というのにも必要であるご理解いただきましたが、やはり耐性菌の問題がどうしても残る。そこで、我々医薬メーカーとしては、ひとつは、飼料の効率を高めるために酵素剤を飼料添加物として認めていただくということをしました。また、腸内の環境をよくするために、一つは有機酸、一つは生菌剤といったものにも取り組んで、すぐに抗菌剤をなくすことはできないが、減らす為の努力はメーカーとしてもやっています。

(姫田情報官)

では、あと萬屋さん、そしてご発言がまだないので坂根さん、お願いします。

(萬家:製薬業者)

安全・安心な畜産物を供給していくということは、業界の一員としては当然の責務だと思っておりますので、それを前提にコメントさせていただきますと、安全と安心はまったくちがうものでして、安全に関しては科学が担うべきで、安心に関してはこういった場でのコミュニケーションをとっていくことだと思います。そういった中での安全に関する科学については、まず、リスクとはいったい何なのか、ということに関してもう一度原点にもどって、耐性菌のリスクを公正・公平な科学に基づいて議論していただきたいと思います。それから、リスクとベネフィットの部分についても、経済性が入ってくるので必ずしも科学でないのかもしれませんが、当然畜産は経済動物ですから、これに関してもフェアに評価いただきたいと思います。

(坂根:食肉加工品業者)

伊藤ハムで技術を担当しております。私どもは生産された食肉を利用して、ハム・ソーセージを作るのが主な仕事です。ハム・ソーセージ用の食肉の大半を、輸入食肉に頼っているのが現状です。こういった原料事情の中で、この抗生物質の問題については関心を持っており、その理由のひとつとして、先ほど厚生労働省の道野さんがおっしゃっていたように食肉への残留の問題があります。現在、食肉は食品衛生法で抗生物質などの残留が規制されており、その規制は量が定められている物質と、含まれてはならない物質があって、その基準を満足する食肉を手当して、消費者に安全・安心な製品を提供しております。しかし、原料を手当てするに当たっては、抗生物質等の残留についてチェックしているわけですから、飼育時の抗生物質使用量が少ない方がいいということは当然でしょうし、動物用医薬品・飼料添加物の規制について、日本と諸外国の制度に違いがあると困るので、そういうところを考慮しながら制度の見直しを進めていただきたいと思います。

抗生物質の使用で一番大きな問題は、やはり耐性菌の問題ですが、我々業界の立場、特にハム・ソーセージを造るという観点からすると、先ほどの食中毒菌の耐性菌発生の問題ではないですけれども、我々の製造している食肉製品は、食品衛生法で定められた加熱殺菌の温度や時間を守っており、食中毒菌を十分に殺菌するような方法で製造していますので、薬剤耐性菌の問題では大きな影響はないのではないかと思います。逆に薬剤耐性菌の発生問題よりも、食肉への抗生物質の残留問題の関心の方が非常に高いと言えます。

(姫田情報官)

最後にアドバイザーの方から全体を取りまとめてお願いいたします。

(澤田:アドバイザー)

いろいろ勉強させていただきましたが、耐性菌のリスクというのは当然あるということを前提に、いろいろなステージ、生産段階から消費段階まで対応していかなければいけないと思います。今の話題は生産段階ということですが、先ほどでたMRSAのお話ですと、例えば食を介するのが動物からだということについて、本当に動物からきたのか、あるいは流通段階、調理段階なのかという非常に複雑な過程が含まれているわけで、食中毒事例をとってみても多分、正確な数は持っていませんが、ブドウ球菌による症例(患者数)は年間2千に満たないし、そのうちMRSAによる症例はかなり少ない数になると思うんですね。ですから、先ほどの数については、私は非常に不可解です。いろいろなステージで対応していく必要があると思います。生産段階においてもやはり、抗菌剤、飼料添加物の使用を減らしていくことには対応していかなければいけないと思うのですが、それに代わるもの、例えばワクチンですとか、生菌剤といったものの限界、例えば下痢を予防するためのワクチンはあるのですが、いろいろなものが下痢の原因になるので、全てにワクチンで対応するのは不可能だと思います。

そういう意味でやはり抗菌剤も必要であるということであれば、人との関わりにおいて、できるだけリスクを減らす形で使用するということになっていくわけです。そのためには実態、特に農水では生産段階での実態を押さえていく必要があるということです。こういう機会が今後増やされて、安全・安心ということがみなさんに伝わっていけば大変良いことだと思います。

(山口:アドバイザー)

本日の意見交換会は、動物に使用されている抗菌薬による耐性菌の出現とそれらによって引き起こされる可能性がある人感染症のリスクにどう対応するかというのが主題であったと思います。論点は、動物用抗菌薬のメリットとデメリットをどのように考えるかにあると思いますが、畜産業者の立場と消費者の立場からではそれぞれの主張があり、相容れない部分があるのは当然です。これらの論争を科学的且つ客観的に支持するデータがあれば問題ないのですが、必ずしもそうではないというのが現状です。そのような中で、どのようなアプローチをすべきかということになります。抗菌薬の濫用は人、動物を通じて耐性菌の出現と蔓延に結びつく可能性があるわけで、その使用に際しては充分慎重でなければいけないことは、誰しもが認めるところです。だからといって、動物に使用されている抗菌薬をすべて止めてしまえば耐性菌の出現を抑制できるという考え方もまた短絡的な考え方だと思います。現時点でやらなければいけないことは、耐性菌の出現に関わっている可能性が高いと考えられる抗菌薬を抽出し、それらの使用に制限を加えることから始め、その結果、抗菌薬の制限が耐性菌の出現にどのような影響を及ぼすのか正しく分析した上で、次のステップにつながる事が重要ではないでしょうか。農水省管轄の研究所ではすでに耐性菌監視システムが構築され、定点におけるサーベイランス事業が始まっておりますので、耐性菌に関する科学的情報の入手が可能になっており、今後の行政的アプローチに役に立つものと期待しています。

また一方では、成長促進剤として用いられてきた抗菌薬が本当にその役割を果たしているのか、もしそうであるとすればそれに代わる方法はないのか、従来の固定観念から離れて検討する必要もあると思います。

(姫田情報官)

ありがとうございます。ここで、全体を通しての取りまとめをするところですが、今のお二人の先生方のお話で取りまとめになっていると思いますので、敢えて取りまとめはいたしません。この抗菌性物質に関する意見交換会は今後、いろいろなステージで実施してまいります。

あるいは、このリスクコミュニケーションということでございますと、前回は残留農薬をやりましたが、今後いろいろなハザードについて場を持ってまいりたいと考えておりますので、皆様方の積極的なご参加をよろしくお願いいたします。

最後に審議官よりお礼の挨拶をいたします。

(岡島審議官)

本日は長時間にわたってご熱心なご議論をいただきまして、また、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。最初に申し上げましたとおり、本日の意見交換会で頂戴しましたご意見を踏まえまして、食品安全委員会にリスク評価について諮問してまいる予定でございます。また、安全で安心な畜産物の生産、そして環境保全への取り組みも含めまして、本日のご意見を生かしてまいりたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。